

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		特別定額給付金（令和3年3月31日終了）、臨時特別給付金（令和5年3月31日終了）及び低所得世帯支援給付金等重点支援地方交付金を活用した低所得者支援等の給付、特定公的給付に関する事務 令和3年3月31日事業終了（廃棄年度まで保管）			
作成（修正）年月日	令和8年4月1日	行政機関等の名称	鎌倉市	登録番号	309
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉政策課	事務区分	☒ 固有事務（課名） ☐ 全庁共通事務 ☐ 特定課共通事務⇒	[特定課名]
個人情報ファイルの利用目的		特別定額給付金、臨時特別給付金及び低所得世帯支援給付金等重点支援地方交付金を活用した低所得者支援等の給付の適正な事務を行うため			
特定個人情報の有無		☒ 有 ☐ 無	取扱件数	☒ 1,000件以上 ☐ 1,000件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☒ 国籍 ☒ 続柄 ☒ DVの有無 ☒ 成年後見 ☒ 本籍 ☒ 補佐 ☒ 補助			
	経歴能力等	☒ 学歴 ☒ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☒ 課税額 ☒ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☒ 家族構成 ☒ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☐ 健康状態 ☐			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☒ メールアドレス ☒ 個人識別番号 ☒ マイナンバー ☒ 印影 ☒ 口座内容 ☒ 画像（本人確認書類顔写真） ☐			
	要配慮個人情報の取扱い	☒ 有⇒ ☐ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☒ 犯罪経歴 ☒ 刑事事件に関する手続 ☒ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☒ 病歴 ☒ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・調剤	☐ 法令等（名称：） ☒ 審議会意見 （ ☒ 類型答申第9号 ☐ 個別答申） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記録範囲		給付対象者（低所得者支援等給付対象の世帯主）、受給権者（申請・受給者）及びその代理人			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	国、都道府県及び市区町村 ☐ 法令等（名称：） ☐ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☒ 上記以外（審議会への報告） ※旧条例第8条第4項第3号（法第69条第2項第4号）で報告	

個人情報ファイルの利用	保有課名	継続用紙のとお り	個人情報ファイル簿の名称(番号)	継続用紙のとお り
	根 拠	継続用紙のとお り		
収 集 の 時 期	☐ 定期 (月 ~ 月) ☒ 随時 ☐ その他 ()			
記 録 の 形 態	☒ 文書 ☒ 電磁的記録 (記録媒体: 磁器ディスク) ☐ その他 ()			
電子計算機の処理	☐ 無 ☒ 有 (個別システム名: 特別定額給付金システム、 臨時特別給付金システム 低所得者支援等システム)			
目 的 外 利 用	目的外利用課名		個人情報ファイル簿の名称(番号)	
	根 拠	☐ 旧条例第9条第2項第 号 ☐ 番号法に基づく利用		
記録情報の経常的提供先	☐ 有⇒ ☒ 無	提供先		
		個人情報の内容		
		提供の方法	☐ オンライン結合 ☐ 答申有 (☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号) ☐ 答申無 (審議会への報告) ☐ その他の方法 ()	
		根拠	個人情報保護に関する法律第69条 ☐ 第1項 (法令) 根拠法令 () ☐ 第2項第1号 (本人同意) ☐ 第2項第 号 (上記以外の利用) ☐ 答申有 (☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号) ☐ 答申無 (審議会への報告)	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18-10			
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続き等				
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	-			
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	-			
行政機関等匿名加工情報の概要	-			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-			

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	（根拠法令）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）令和 4 年度鎌倉市子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）「令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用について」（令和 4 年 9 月 20 日閣議決定） 「令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用について」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）
継続用紙使用	☐ 無 ☒ 有

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 （継続用紙）

個人情報ファイルの名称	重点支援地方交付金を活用した低所得者支援等の給付、特定公的給付に関する事務
-------------	---------------------------------------

	1 個人情報の利用
	収集の根拠：個人情報の保護に関する法律第 69 条（以下、事務の名称後（ ）内に該当項及び号数を記載）
	（1）課名：市民課
	事務の名称：202 住民基本台帳事務（第 1 項「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条」及び第 2 項第 4 号個別答申第 9 号）
	（2）課名：高齢者いきいき課
	事務の名称：327 障害者控除対象者認定書交付事務（第 2 項第 4 号）
	（3）課名：障害福祉課
	事務の名称：369 虐待関連事務（第 2 項第 4 号）
	（4）課名：こども相談課
	事務の名称：258 児童手当、子育て世帯臨時給付金（第 2 項第 4 号）
	（5）課名：納税課
	事務の名称：139 収納管理事務（第 2 項第 1 号）
	（6）課名：福祉総務課
	事務の名称：300 福祉収納事務（第 2 項第 1 号）

	(7) 課名：保険年金課
	事務の名称：415 国民健康保険資格・賦課徴収事務（第2項第1号）
	(8) 課名：都市整備総務課
	事務の名称：612 市営住宅入居者管理及び市営住宅使用料収納事務（第2項第1号）
	(9) 課名：こども支援課
	事務の名称：228 収納事務（こども支援課）（第2項第1号）
	(10) 課名：市民税課
	事務の名称：144 市民税・県民税事務（第1項「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条」）
	(11) 課名：地域共生課
	事務の名称：62 配偶者等暴力による被害女性の一時避難等支援事務（第2項第4号）
	(12) 課名：障害福祉課
	事務の名称：358 身体障害者手帳事務（第1項「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例第4条第3項」）